

北上市告示甲第19号

北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付要綱（令和5年北上市告示甲第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日以後に取得する第二種免許に係る補助金から適用する。

令和6年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、<u>同法第3条第1号ハ</u>に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。 (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する普通第二種免許をいう。	（定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、<u>法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者（以下「乗合バス事業者」という。）又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（以下「タクシー事業者」という。）</u>をいう。 (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する<u>大型第二種免許及び普通第二種免許</u>をいう。 (3) <u>従業員 交通事業者が雇用した者（内定者を含む。）であって、市内の本店又は営業所（法第5条第1項第3号に</u>

(3) [略]

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、運転手養成支援制度を実施する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 北上地区タクシー業協同組合に加盟し、市内に本店又は法第5条第1項第3号に規定する事業計画に定める営業所を置く交通事業者であること。

(2)・(3) [略]

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が運転手養成支援制度により負担した費用とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、従業員1人につき、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、15万円を上限とする。

規定する事業計画に定める営業所をいう。以下同じ。）に属するものをいう。

(4) [略]

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、運転手養成支援制度を実施する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 公益社団法人岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟し、市内に本店又は営業所を置く交通事業者であること。

(2)・(3) [略]

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が運転手養成支援制度により負担した費用（国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けたときは、当該助成措置の額を控除した費用）とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、従業員1人につき、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、乗合バス事業者にあつては25万円を、タクシー事業者にあつては15万円を上限とする。

2 同一の補助対象者に交付する補助金の額は、<u>1 会計年度につき60万円を上限とする。</u> (補助金交付の実施期間) 第9 この告示による補助金の交付を実施する期間は、令和5年2月1日から<u>令和6年3月31日</u>までとする。	2 同一の補助対象者に交付する補助金の額は、<u>1 会計年度につき、乗合バス事業者にあつては100万円を、タクシー事業者にあつては60万円を上限とする。</u> (補助金交付の実施期間) 第9 この告示による補助金の交付を実施する期間は、令和5年2月1日から<u>令和9年3月31日</u>までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	